

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	家畜伝染病予防法		法令番号	昭和26年 法律第166号	
手続名	大臣指定動物用生物学的製剤の使用許可		根拠条項	第50条	
審査基準	<p>農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は、県知事の許可を受けなければ使用してはならない。</p> <p>1 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤は次のとおりである。</p> <p>(1) 日本薬局方に収められておらず、かつ、医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない動物用生物学的製剤(牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥、犬、うさぎ及び蜜蜂に使用するものに限る。)</p> <p>(2) 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液、高病原性鳥インフルエンザ予防液、ツベルクリン、マレイン及びヨーニン</p> <p>2 審査基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家畜伝染病予防法第31条の規定に基づく家畜の検査、注射、薬浴又は投薬（以下「検査等」という。）を行った場合であって、当該検査等の期間が長期に及ぶことにより、該当する家畜の飼養者自らが検査等を行うことが適当と判断される場合であること。</p> <p>(2) 牛疫予防液、牛肺疫予防液、口蹄疫予防液、豚熱予防液及び高病原性鳥インフルエンザ予防液については、それぞれ法第3条の2に基づき農林水産大臣が定めた「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」、「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」の規定に基づき使用されるものであること。</p>				
	受付機関	家畜保健衛生所	処理機関	家畜保健衛生所	交付機関
		標準処理期間 7日または50日以内		目次	
		標準経由期間 日		No.	